

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678  
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 会社規模による税務上の有利不利

Q：当社では、事業を拡大するため増資とそれに伴う増員を計画しています。この場合税務上の有利不利がありましたら教えてください。

A：税務上では、中小零細企業の保護、育成のためいろいろな優遇制度があります。

資本金の大小によるもの、従業員数によるもの、その他のものがありますが主なものに次のようなものがあります

### I. 資本金の大小によるもの

#### (1) 1億円以下の法人

- ① 年800万円以下の所得について法人税が軽減されます。
- ② 貸倒引当金の繰入が通常の16%増になっています。
- ③ 特定の機械について特別償却が認められています。

#### (2) 資本金5千万円以下の法人

交際費等が、3百万円まではその支出額の10%だけ課税の対象になります。(資本金1千万円以下の法人は4百万円までの支出額の10%が対象)

### II. 従業員数によるもの

- (1) 法人の市町村民税の均等割額は、資本金と従業員50人以下かどうかにより増減します。
- (2) 従業員が常時9人以下の場合、源泉税を半年ごとまとめて納付することができます。

